

山口県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施細則

山口県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（受講手続）

第1条 評価調査者養成研修の受講手続は、次のとおりとする。

- （1） 受講を希望する者は、受講申込書（様式1）に実務経験（資格要件）証明書（様式2）を添付して申込みを行うものとする。
- （2） 受講を希望する者のうち、研修の修了を条件に評価機関に採用予定となっている者については、採用予定先の評価機関を通じて申込みを行うことができるものとする。
- （3） 県は、受講申込者が多数の場合は、下記の者を優先して受講させることができる。
 - ア 県内に住居を有する者
 - イ 評価機関に所属する予定のある者

（研修修了者名簿）

第2条 研修修了者名簿には、次の事項を掲載するものとする。

- （1） 氏名
- （2） 住所及び連絡先
- （3） 生年月日
- （4） 研修修了番号
- （5） 所属評価機関名
- （6） 主な資格等
- （7） 現在の勤務先
- （8） 継続研修の受講状況
- （9） その他必要な事項

附 則

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年10月29日から施行する。